2025 年 1 月 20 日
株式会社東京金融取引所

非個人用為替証拠金基準額の算出方法に関する制度要綱

項 目	内 容	備 考
Ⅰ. 趣旨	・ 金融商品取引清算機関は、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（監督指針）」において、証拠金は「想定損失額の分布の少なくとも片側99％信頼水準をカバーする」ことが求められている。 ・ また、適切な為替リスク管理の観点から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、証拠金規制が導入される。 ・ これらの状況を踏まえ、非個人顧客用の為替証拠金基準額（以下「非個人用為替証拠金基準額」という。）の算出方法を見直すものである。	・ 非個人顧客とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第27号に規定する顧客以外の顧客をいう。
Ⅱ. 内容 1. 非個人用為替証拠金基準額の算出方法	(1) 為替証拠金取引参加者の自己取引分及び非個人顧客に係る受託取引分について適用する取引所為替証拠金取引の一取引単位あたりの非個人用為替証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとに、次に掲げる方法により算出する。 ① 週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算出基準日とし、一の算出基準日の属する週から遡る 8 週間及び 104 週間（いずれも当該週を含む。）における各取引日について、一の取引日の為替清算価格を当該一の取引日の前取引日の為替清算価格で除した数値を算出する。 ② ①で得られた当該 8 週間及び 104 週間の各数値について、それぞれ自然対数をとる。 ③ ②で得られた当該 8 週間及び 104 週間の数値の標準偏差をとる。 ④ ③で得られた当該 8 週間及び 104 週間の各数値に、それぞれ 2.33 を乗じる。	・ 自己取引分とは、為替証拠金取引参加者の自己の計算により成立した取引に係る建玉をいう。 ・ 受託取引分とは、為替証拠金取引顧客の委託により成立した取引に係る建玉をいう。 ・ マーケットメイカーに適用する為替証拠金基準額については、別途本取引所が定める。 ・ 片側信頼水準99%とするために、2.33を

2025 年 1 月 20 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
	⑤ 取引所為替証拠金取引の種類ごとの元本金額に対して、④により得られた当該 8 週間及び104週間の各数値をそれぞれ乗じて得た額を、本取引所が定める外国為替相場により円貨額に換算し、端数金額を10円単位に切り上げる。 ⑥ ⑤で得られた当該8週間及び104週間の額のうち、大きい方の額を非個人用為替証拠金基準額とする。	乗じる。 ・ 現行、非個人用為替証拠金基準額の算出において端数金額を 1,000 円単位に切り上げた額としているものを 10 円単位とする。個人顧客の受託取引分について適用する為替証拠金基準額及び取引所株価指数証拠金取引の 1 取引単位当たりの株価指数証拠金基準額についても、今般、端数金額を 10 円単位に切り上げた額とする。
	(2) 本取引所が定める外国為替相場は、算出基準日から遡る 5 取引日（当該算出基準日を含む。）における、当該元本金額の通貨一単位あたりの日本円相当額から算出する金融指標に係る取引所為替証拠金取引の為替清算価格の平均値とする。	・ 本取引所は、左記の方法により算出した非個人用為替証拠金基準額が適正でないと判断した場合は、その都度適正と認める非個人用為替証拠金基準額を定めることができる。 ・ 一般社団法人金融先物取引業協会により、法人顧客についての取引開始基準が定められる予定であることから、本取引所規則である『非個人用為替証拠金基準額を適用する場合の取扱い』は廃止する。

2025 年 1 月 20 日
株式会社東京金融取引所

<table>
<tr><th>項 目</th><th>内 容</th><th>備 考</th></tr>
<tr><td>2. 非個人顧客に対する個人用為替証拠金基準額の適用</td><td>・ 為替証拠金取引参加者は、非個人顧客に係る受託取引分について、個人用為替証拠金基準額を適用することができる。
・ ただし、この場合において1.(1)に基づき算出した非個人用為替証拠金基準額が個人用為替証拠金基準額より大きいときは、当該非個人用為替証拠金基準額と同一の額を適用するものとする。</td><td></td></tr>
<tr><td>3. ロスカット管理体制の整備</td><td>・ 為替証拠金取引参加者は、受託取引分について非個人用為替証拠金基準額を適用する非個人顧客（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家及び同法第34条の3の規定により特定投資家とみなされる者を除く。）の委託に基づく取引所為替証拠金取引を行うにあたり、ロスカット取引を行うための十分な管理態勢を整備するものとする。
・ 管理体制は次に掲げるところによる。
① 付合せ時間帯中の5分以内の間隔に応じて、有効証拠金比率が以下の水準を下回っていないことを確認すること。
<table>
<tr><td>間隔</td><td>1分以内</td><td>1分超5分以内</td></tr>
<tr><td>有効証拠金比率</td><td>20%</td><td>30%</td></tr>
</table>
② 有効証拠金比率が①の水準を下回っている場合は、直ちにロスカット取引を実行すること。</td><td></td></tr>
<tr><td>4. 非個人用為替証拠金基準額の適用時期</td><td>・ 非個人用為替証拠金基準額は、算定基準日の属する週の翌々週における最初の取引日から最終の取引日まで適用するものとする。</td><td></td></tr>
</table>

2025 年 1 月 20 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
5. 取引参加者等への周知等	・ 本取引所は、非個人用為替証拠金基準額を算出したときは、為替証拠金取引参加者に通知及び公表を行うものとする。	・ 原則、算定基準日の属する週の翌週月曜日に、算定基準日の属する週の翌々週に適用する為替証拠金基準額を通知及び公表する。
Ⅲ. 実施時期	・ 平成29年2月27日（月）より実施する。	